

第7章 通信連絡

第1節 通信連絡施設等の整備強化（法第27条）

県及び水防管理団体は、水防時においても情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

また無線、有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、自転車（オートバイ）伝令等により連絡の確保を図るものとする。

第2節 水防通信連絡

1 水防時の連絡系統（67～68 ページ）

2 ダム放流等連絡系統（476～479 ページ）

3 無線通信による連絡については、次の3種類とする。

ア 茨城県防災行政無線（503～516 ページ）

イ 茨城県水防無線（ // ページ）

ウ 国土交通省無線（多重回線）（518 ページ）

4 水防管理団体の通信連絡

(1) 水防管理団体は、迅速に通信連絡を図るとともに、電話不通時に備えての対策を講じておくものとする。

(2) 水防管理団体は、水防団及び消防機関等との連絡のために電話（所有者）又は有線放送等を水防時に使用することを協定し、非常通話ができるよう措置しておくものとする。

第3節 東日本電信電話株式会社の協力

1 非常電話

(1) 電気通信事業法第8条の規定により、下記を内容とする水防上緊急を要する通話は優先利用できる（有料）。この場合「非常電話」である旨申し出ること。

① 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な場合は次によるものとする。

② 原則的に「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ次のことを告げ通話を申し込むこととする。

- ・ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報又は、その警報若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関相互間において行なうもの。

(2) 電気通信事業法第31条の規定により、下記を内容とする公衆電話による通話は公衆電話料の支払いは要しない。

災害に際し、東日本電信電話株式会社が罹災地に特設する公衆電話からの通話のうち、罹災者が行う電話。（市外通話又は市外接続通話については、電話取扱支店がやむを得ない事由があると認め、且つ業務の遂行上支障がない場合において通話取扱支店が定める条件に適合するものに限る。）